

=====
コンテンツ (No.21)

今回は、日中経済協会が法律事務所及びコンサルタント会社に委託した調査研究 2 本の概要、中国で開催された国際セミナー及び日系企業のグループ化関連のニュースをお届けいたします。

- 1．商品流通面からの不正商品対策
- 2．欧米企業の模倣品取締対策
- 3．四川省成都市にて WIPO アジア地域セミナー開催される
- 4．北京日本人商工会議所に知的財産権グループ発足
- 5．中国- E U 知的財産担当裁判官セミナー開催される
- 6．日中経済協会 知的財産権室の H P
- 7．人民日報の H P (日本語版) より

1．商品流通面からの不正商品対策

中国における不正商品対策を効果的に行うためには、製造業者や販売業者の摘発だけでなく、商品流通過程面からの検討も必要ですが、日中経済協会では、昨年、北京のコンサルタント会社である東方維新投資顧問有限公司に委託し「中国の流通段階における不正商品の現状と対策」を調査いたしました。今回その最終報告書が完成しましたので、以下にその概要を紹介いたします。

(なお、報告書全文は以下の日中経済協会知的財産権室の HP に掲載されています。<http://www.cnip.org/report/report200001.htm>)

今回の報告書は、不正商品流通の現状と原因分析、不正商品の主要流通実態、不正商品による被害の具体例、中国における不正商品対策、流通における不正商品対策、の 5 つの部分から構成されています。

報告書は、中国の不正商品氾濫の背景として、全国に約 10 万ヶ所と言われる「市場」の存在をあげています。これらの個々の「市場」は規模や機能が様々ですが、中国内における卸売り、物流、小売の段階で重要な役割を果たしており、このチャンネルを利用して年間 6,000 億元の不正商品が販売されていると指摘しています。このような市場に製品が流れ込むと、メーカーのコントロールは全く効かないため、ニセモノの混入を防止することができなくなります。また、不正商品はこのような「市場」だけでなく、メーカーの影響力が働く流通ルート(正式ルートと呼ばれる卸売り業、小売業界)にも侵入しており、各社に多大な損害を与えています。

一部のメーカーでは既にこの点に着目し、流通チャンネルの再構築及び管理強化を図り、不正商品が自社の流通チャンネルに侵入しないよう対策を講じ、一定の効果を上げているようです。具体的には、(1) 流通チャンネルを構築する際に、消費者への直販体制を採用する。(2) 専売店や特約販売店方式を

採用し、取扱店との間で不正商品の取り扱い禁止規定や違反した場合の保証金を明記した契約を締結する。(3) 社内に不正商品担当者(部署)を設置し、社内関係者が関与している不正商品対策も行う。(4) 自社及び販売代理店の営業員が小売店を巡回する際に、不正商品のチェックを義務付ける。といった手法が紹介されています。

報告書の中では、正規の地区総代理店が真正品を取り扱うと同時に、利益を上げるために二セモノも同時に扱っていたり、大型デパートの仕入れ担当者が買収されて二セモノを仕入れて販売するといった事例も紹介されていますが、このような事例の背景には、流通段階での品質管理の不徹底があると指摘しています。

JETRO 北京、上海では、これらの内容について報告書を作成した東方維新の担当者から講演を依頼しており、北京では7月13日、上海では7月14日にそれぞれ二セモノ対策セミナーで紹介していただくことになっておりますので、セミナー参加ご希望の方は、JETRO 北京(担当：皆川、tel.+86-10-6513-7075)、またはJETRO 上海(担当：水田、tel.+86-21-6270-0489)までご連絡下さい。

2. 欧米企業の模倣品取締対策

中国では、日系企業に比較して欧米企業が積極的に二セモノ対策に取り組んでいます。日中経済協会では、昨年、北京の小松・狛・西川法律事務所に委託し、「欧米企業の模倣品取締動向」を調査いたしました。今回、最終報告書が完成しましたので、以下にその概要を紹介いたします。

(なお、報告書全文は以下の日中経済協会知的財産権室のHPに掲載されています。<http://www.cnip.org/report/report200002.htm>)

この調査は、欧米企業7社(Daimler-Chrysler, P&G, Siemens, Henkel, Dow Corning, Bosch, Nike)についてヒアリング調査を行ったもので、報告書では、各社の被害状況とその把握方法、対策組織と予算、主な対策、CACC等での企業連携、日系企業に対する印象等がまとめられています。

これらの欧米各社は、例えば、Henkelの場合、合併各社から1~8名の担当者を選び、グループ全体で約30名からなるBrand Protection Unitという専門組織を結成した上で2~3月毎に集中的な情報交換を行ってまいります。

また、各社の予算は、P&G社が年間数百万米ドル。Henkel社は年間1,000,000米ドルを投入し、主にスタッフの訓練、出張、広報、関連部門との連絡等に用いている。さらにDow Corning社は、年間300,000米ドルを投入しているが、来年から大幅に予算を増加する見込みであり、Bosch社は電動工具部門だけでも年間100,000米ドルを投入し、主に調査及び取締活動を行っているとのこと。

なお、日系企業の被害状況や印象については、今回の調査対象となった欧米企業のほとんどが、自社の模倣品取締の際に、日系企業の同種製品の被害も相当な規模になっていることを発見していますが、総じて日系企業は模倣品対策に消極的であるとの印象を抱いているようです。

NIKE 社の担当者は、今回のヒアリング調査で「日系企業の多くは製品の品質や価格に非常に力を入れているように感じるが、知的財産権に対する意識は強くない。また、多くの日系企業は、品質の良さによって模倣者に勝てると確信しているようである。その結果として模倣品取締に十分な努力をしておらず、中国政府の関連部門との交渉にも積極的でない。」との感想を漏らしています。

3．四川省成都市にて WIPO アジア地域セミナー開催される

6月8日～10日にかけて、中国内陸部四川省の省都、成都市において「国際的商標保護に関する WIPO アジア地域セミナー」が開催されました。今回のセミナーは、アジア地域における商標の国際的保護の推進を目的として、WIPOと中国の国家行政管理局(SAIC)との共催によるもので、19か国、1機関から約200名の参加がありました。

内容はマドリッド協定や議定書に関するものが中心で、商標分野におけるWIPOの最近の発展（クルシヨ事務局長）、途上国からみた協定及び議定書の利点（マチャド国際登録部長）、中国の経験及び見解（侯林 中国商標局長）などが報告されました。

日本からは特許庁審査第一部国際商標登録出願審査室の林室長と平山審査官が出席し、「マドリッド協定議定書加盟までの検討経緯について」と題して、日本がマドプロの加盟に至るまで経験が紹介され、現在、マドプロ加盟を検討しているアジア各国から高い関心が寄せられました。

4．北京日本人商工会議所に知的財産権グループ発足

北京日本人商工会議所(tel.+86-10-6513-0839)では、今年度、最近の中国経済社会の知的財産権問題や情報化問題に対応するため、知識経済フォーラム(Knowledge Economy Forum)を発足させ、その中に知的財産権を専門に扱うIPG(Intellectual Property Group)とITG(Information Technology Group)を設立しました。知的財産権や情報化といった問題は、各社とも避けて通れない問題であると同時に、各社で共通の課題も多く、また個々の企業だけで対応するよりは、商工会議所等で組織的な対応を図った方が効率的なため、商工会議所ではメンバー各社に広く参加を求めています。

IPGには6月20日現在で43社からの参加申し込みがあり、グループ長にはエプソンの山崎董事長が任命されました。IPGでは、今後メンバーの意向を踏まえながらJETRO北京との合同セミナーや情報交換会、在北京の諸外国の商工会議所との意見交換等をすすめていく予定です。

現在のところ、中国本土内で正式に商工会議所の設立が認められているのは北京のみであることから、他の地域では日系企業の知的財産権関連の組織を設けることはできない状況ですが、JETRO上海とJETRO香港では上海地域、広東・香港地域の日系企業に対し、知的財産権問題、不正商品対策について情報交換会、連絡会等の交流の場作りを進めています。ご関心のある方は、JETRO上海（担当：水田、tel.+86-21-6270-0489）またはJETRO香港（担当：多田、

tel.+852-2526-4067)までご連絡下さい。

5. 中国-EU知的財産担当裁判官セミナー開催される

4月17日~21日に広州において中国とEUの知的財産権担当裁判官の研究會が開催されました。この研究會はEU-China IPR cooperation Programの一環として行われたもので、中国からは最高人民法院知識産権庭をはじめ全国の知識産権庭から60人の出席あり、一方、EUからは仏から Bruno Boval 判事 Serge Clsic 氏らが参加しました。

研究會では、EU側から、仏の知的財産権訴訟の状況、欧州の特許・商標侵害事件と損害賠償額の算定手法等中国の裁判官に関心の高いテーマが紹介されました。また、中国側からは社会科学院の鄭成思教授や最高人民法院の蔣副庭長判事から、TRIPS 協定と中国法改正、中国で論点となっている知的財産関連の請求権、ネットワーク関連の問題、賠償責任問題などが紹介され、特許・商標の具体的案件についても討論が行われました。

6. 日中経済協会 知的財産権室のHP

(財)日中経済協会では、東京本部のHPに知的財産関連の情報を掲載して参りましたが、北京事務所知的財産権室では、現地のサーバーに中国の知財関連日本語情報を掲載し、これまでよりも幅広い情報の提供を開始しました。

(<http://www.cnip.org>)

現在のところ、China IP News Letter のバック分、中国関係機関組織図、委託調査報告書、関係官庁の写真やマップ等を掲載しています。今後、順次、弊事務所が発行している「中国知的財産権関係資料集」に掲載されている関係資料をはじめ、関係法令、中国語の Japan IP News Letter 等をアップして行く予定です。どうぞご期待下さい。

7. 人民日報のHP(日本語版)より

北京市の知的財産権局が設立

<http://web2.peopledaily.com.cn/j/2000/06/09/newfiles/a1300.html>

これまで専利管理局と呼ばれていた地方レベルの機関が、次々と改名しつつあります。既に、上海市、広東省、四川省の専利管理局も知識産権局と名称を改めました。また、従来、ほとんどの地方専利管理局は地方の科学技術委員会の傘下にありましたが、これを機に科学技術委員会から独立した局もあるようです。

「海賊版取締り 中国2000年大イベント」、開幕

<http://www.peopledaily.com.cn/j/2000/05/17/newfiles/a1460.html>

PC市場、国内ブランドが8割を占める

<http://www.peopledaily.com.cn/j/2000/05/17/newfiles/a1310.html>

China IP News Letter =====

日中経済協会 北京事務所 知財ニュース 2000/6/22 号 (N0.21)

=====

発行人 関 和郎 (Kazuo SEKI)

このニュースは、中国の知的財産権の状況をお伝えするため、幅広く関係者の皆様にお配りしています。

配布の停止、追加等は

http://clickincome.net/mg_lt/mag/m00002317.html

バックナンバーを御覧になりたい場合は

<http://www.jc-web.or.jp/data/letter/index.htm> または

<http://www.cnip.org>

ご意見・ご質問・ご感想等は、

(財)日中経済協会北京事務所知的財産権室

北京市建国門外大街甲 26 号長富宮弁公楼 401 郵編 100022

TEL.+86-10-6528-2781, FAX+86-10-6528-2782

E-mail:関 和郎 seki@public.east.cn.net

韓 艶梅 pkip@public.east.cn.net までご連絡ください。

Copyright 2000 Kazuo Seki, all rights reserved
